

第202200155837号
令和4年9月22日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 國米 洋一
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間
の短縮について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第1項の規定
により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のと
おり定めることについて、同条第3項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第16条第2項の規定に基づき、許可の有効期間を別紙のと
おり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当

漁業調整担当 足立

電話：0857-26-7318

ファクシミリ：0857-26-8131

(案)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 固定式刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一重網漁業	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	2
	鳥取県沖合	5トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以西の鳥取県内に漁業根拠地を有する者	1
	鳥取県沖合(米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から島根県大海崎を結んだ線以北の中海海域及び境水道に限る。)	5トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主	1

					たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用者 3 西伯郡阿 弥陀川以西 の鳥取県内 に漁業根拠 地を有する 者	
三重網漁業	日野川河口中央から正北の線 以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1月1日 から12月 31日まで	次のいずれ にも該当す るものとし てる。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用者 3 西伯郡阿 弥陀川以東 の鳥取県内 に漁業根拠 地を有する 者	2

(2) まき刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総 トン数	推進機関 の馬力数	漁業時期	漁業を営む 者の資格	許可又は起 業の認可を すべき船舶 等の数
1 そうま きはまち 狩刺網漁 業	鳥取県沖合(中海及び境水道 を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日 から12月 31日まで	次のいずれ にも該当す るものとし てる。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知	1

					事の登録を受けた漁船の使用者	
--	--	--	--	--	----------------	--

(3) あわび漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
あわび	<p>【鳥取港】</p> <p>基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点 鳥ヶ島灯台の中心点</p> <p>点ア 基点から 319 度 20 分 (真方位) 57 メートルの点</p> <p>点イ 基点から 307 度 30 分 (真方位) 70 メートルの点</p> <p>点ウ 基点から 341 度 00 分 (真方位) 199 メートルの点</p> <p>点エ 基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点</p> <p>点オ 基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点</p> <p>点カ 基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点</p> <p>点キ 基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点</p> <p>点ク 基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点</p> <p>点ケ 基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点</p> <p>点コ 基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点</p> <p>点サ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点</p> <p>点シ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点</p> <p>点ス 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点</p> <p>点セ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点</p> <p>点ソ 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点</p> <p>点タ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点</p> <p>点チ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点</p> <p>点ツ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1,304 メートルの点</p>	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	<p>次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者</p> <p>2 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p>	3

<p>【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p>	<p>定めなし</p>	<p>定めなし</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p>	<p>6</p>
<p>【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p>	<p>定めなし</p>	<p>定めなし</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p>	<p>19</p>
<p>【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)</p>	<p>定めなし</p>	<p>定めなし</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 境港市地</p>	<p>9</p>

					先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	
--	--	--	--	--	----------------------------	--

(4) なまこ漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ	<p>【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 基点から 319 度 20 分 (真方位) 57 メートルの点 点イ 基点から 307 度 30 分 (真方位) 70 メートルの点 点ウ 基点から 341 度 00 分 (真方位) 199 メートルの点 点エ 基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点 点オ 基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点 点カ 基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点 点キ 基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点 点ク 基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点 点ケ 基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点 点コ 基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点 点サ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点 点シ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点 点ス 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点 点セ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点 点ソ 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点 点タ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点</p>	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	3

点チ 基点から94度10分(真方位) 1,171メートルの点 点ツ 基点から102度30分(真方位)1,304メートルの点						
【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	6	
【赤碕港】 赤碕港東防波堤西端と赤碕港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 赤碕港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	1	
【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所	19	

					若しくは事業所を有する者 2 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	
	<p>【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真方位) の線以北の鳥取県沖合 (中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。)</p>	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	1 4

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- (1) 1 (1)、(2) に掲げる漁業
令和 4 年 10 月 3 日から同年 10 月 14 日まで
- (2) 1 (3)、(4) に掲げる漁業
令和 4 年 10 月 3 日から同年 11 月 4 日まで

3 許可の有効期間

(1) 固定式刺網漁業

1) 一重網漁業（中海及び境水道を除く。）

許可日から令和8年3月31日まで

2) 1) 以外の一重網漁業

許可日から令和5年3月31日まで

3) 三重網漁業

許可日から令和5年10月31日まで

(2) まき刺網漁業

許可日から令和5年3月31日まで

(3) あわび漁業

令和4年12月1日から令和5年11月30日まで

(4) なまこ漁業

令和4年12月1日から令和5年11月30日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

(案)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

なまこ漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ	中海及び境水道大橋東端以西の境水道	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年 月 日から 月 日まで

(島根県との調整が調った日から7日間)

3 許可の有効期間

令和4年12月1日から令和5年11月30日まで

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について

令和4年9月27日
鳥取県漁業調整課

1 概要

知事は、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならない。公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができる。

2 公示内容の概要について

(1) 許可等をすべき船舶等の数

漁業の種類	漁業種類	許可予定の数	備考
固定式刺網漁業	一重網（中海及び境水道を除く）	2	
	一重網（中海及び境水道を含む）	1	阿弥陀川以西の者
	一重網（中海及び境水道のみ）	1	〃
	三重網（中海及び境水道を除く）	2	
まき刺網漁業	1 そうまきはまち狩刺網漁業	1	
あわび漁業	あわび漁業（鳥取港内）	3	許可期間満了（規則第15条の規定による継続許可等の対象外）
	あわび漁業（泊漁港内）	6	〃
	あわび漁業（淀江漁港内）	19	〃
	あわび漁業（境港地先）	9	〃
なまこ漁業	なまこ漁業（鳥取港内）	3	許可期間満了（規則第15条の規定による継続許可等の対象外）

	なまこ漁業 (泊漁港内)	6	〃
	なまこ漁業 (赤碕港内)	1	〃
	なまこ漁業 (淀江漁港内)	19	〃
	なまこ漁業 (境港地先)	14	〃
	なまこ漁業 (中海及び境水道大橋東 端以西の境水道)	3	島根県知事から同種漁業 許可を受けた者

(2) 申請期間

1) 県内に住所を有する者

ア 許可期間満了に伴い公示する漁業

令和4年10月3日(月)から令和4年11月4日(金)まで

イ ア以外の漁業

令和4年10月3日(月)から令和4年10月14日(金)まで

※ 研修独立による新規就業や漁業経営安定のため新規着業を希望する者に対応するものであり、早い者で11月に研修独立する者がいることから、1月以上の申請期間を定めて公示することは当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる。

2) 島根県知事から同種漁業許可を受けた者

令和4年 月 日から 月 日まで

(島根県との調整が調った日から7日間)

※ 中海及び境水道における漁業の二枚許可の取扱いに係る島根県との申し合わせによる

3 許可の有効期間の短縮について

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間 (漁期途中の新規等の場合)	備考
固定式刺網漁業	一重網(中海及び境水道を除く)	許可日から 令和8年3月31日まで	漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。(※2)
	一重網(中海及び境水道を含む)	許可日から 令和5年3月31日まで	〃
	一重網(中海及び境水道のみ)	許可日から 令和5年3月31日まで	〃
	三重網(中海及び境水道を除く)	許可日から 令和5年10月31日まで	〃
まき刺網漁業	1 そうまきはまち狩刺網漁業	許可日から 令和5年3月31日まで	〃

(参考)

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間	備考
あわび漁業	あわび漁業 (鳥取港内)	令和4年12月1日から 令和5年11月30日まで	有効期間：1年間 (※1)
	あわび漁業 (泊漁港内)		
	あわび漁業 (淀江漁港内)		
	あわび漁業 (境港地先)		
なまこ漁業	なまこ漁業 (鳥取港内)	令和4年12月1日から 令和5年11月30日まで	有効期間：1年間 (※1)
	なまこ漁業 (泊漁港内)		
	なまこ漁業 (赤碕港内)		
	なまこ漁業 (淀江漁港内)		
	なまこ漁業 (境港地先)		
	なまこ漁業 (中海及び境水道大橋東端以西の境水道)		

【参考】鳥取県漁業調整規則

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年
- (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年
- (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年 ※1

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。 ※2

あわび、なまこ漁業について

- ・漁業法改正により、密漁対策としてあわび、なまこが特定水産動植物に指定され、令和2年12月1日以降、知事許可漁業及び漁業権によるもの以外が採捕すると、懲役3年以下、罰金3,000万円以下の罰則となった。
- ・これまで共同漁業権が設定されていない区域（一部漁港）では、自由漁業の素潜りによりなまこ、あわびを採捕してきたが、当該区域で引き続き操業できるよう令和2年12月1日からあわび漁業、なまこ漁業を新たに許可漁業の対象として鳥取県漁業調整規則に規定した。

1 あわび、なまこ漁業とは

本県において、素潜りにより、あわび、なまこを漁獲することをそれぞれ、あわび漁業、なまこ漁業という。

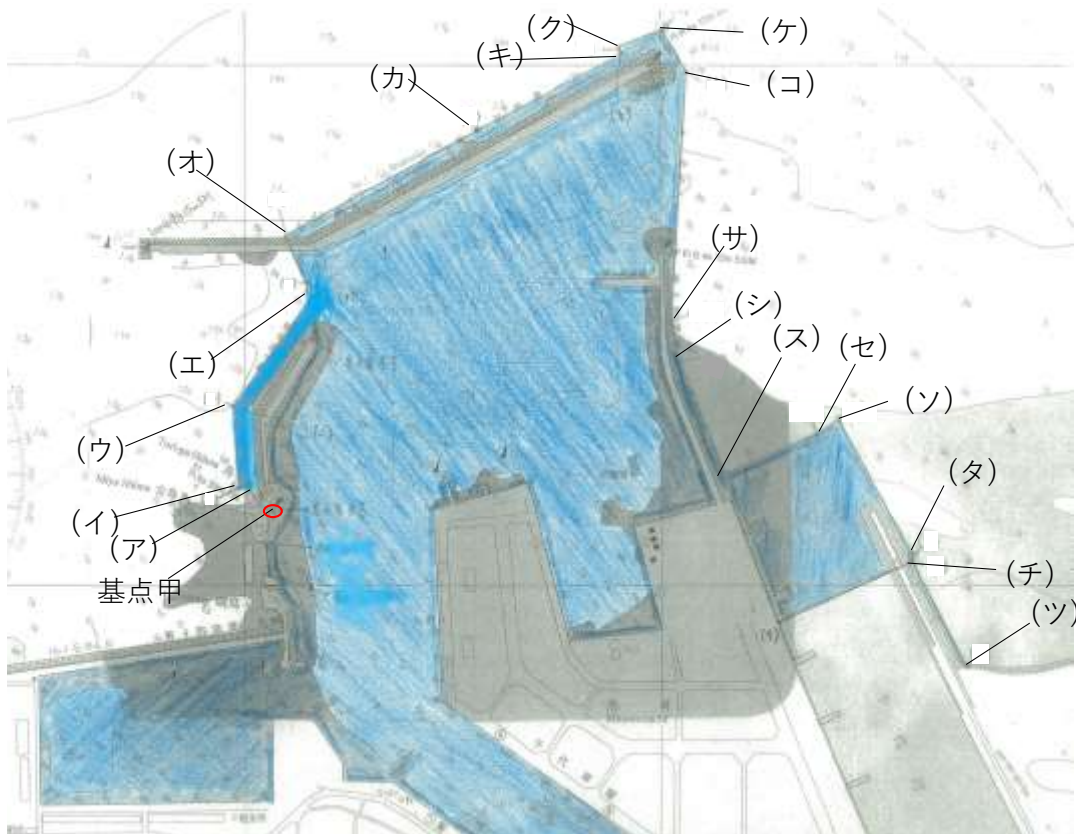
2 許可対象者

あわび、なまこは地区毎に資源が限定されているため、各地区の漁業者間であわび、なまこの資源管理を厳しく行う規程を定め、規程の参加者を許可対象とする。

中海及び境水道大橋東端以西の境水道については、島根県知事からあわび、なまこ漁業の許可を受けた者を許可対象とする。

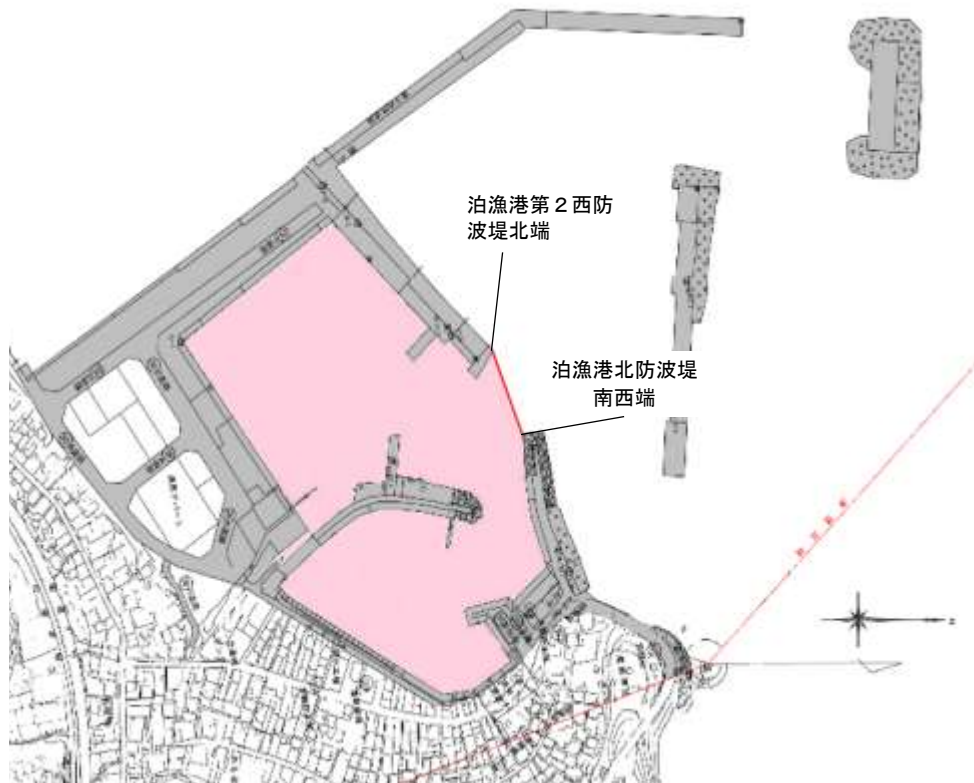
3 操業区域

(1) 鳥取港（※基点については、資料1-2を参照）



(2) 泊漁港

泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域。



(3) 赤碓港

赤碓港東防波堤西端と赤碓港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域。



(4) 淀江漁港

淀江漁港内防波堤（東）南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域。



(5) 境港地区

ア あわび漁業

境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）

イ なまこ漁業（※）

境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。）

※ 島根県との調整により、島根県の操業区域（境港防波堤灯台から 0 度（真方位）の線と境港防波堤灯台から 128 度（真方位）の線間の海域）で操業してはならない旨を許可の条件としている。

(6) 島根県知事から同種漁業許可を受けた者

ア なまこ漁業

中海及び境水道大橋東端以西の境水道

